滋賀県庁　県有資産活用のひろば　ヒアリングパートナー　エントリー要領

滋賀県庁　県有資産活用のひろば（以下「ひろば」という。）　ヒアリングパートナー（以下「パートナー」という。）は、次の「１　エントリー対象者の条件」に該当する者で、「２　相互秘密保持のルール」および、「３　ヒアリング概要の公表」について同意のうえ、所定のエントリーシートにより申し出て、エントリーが完了した者とします。

１　エントリー対象者の条件

滋賀県が有する資産の利活用（売却を含む）について、事業の実施主体となる可能性や興味を有する、あるいは、地域の活性化や振興のため、情報提供や助言、意見交換を通じて、効率的・効果的な資産の利活用を応援しようとする事業者（法人）や法人のグループ（以下「事業者等」という。）等で、次のいずれにも該当しない者

　①　地方自治法施行令第167条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されている法人等

　②　シート提出時点で国、滋賀県および他の自治体において入札参加停止措置を受けている法人等

　③　会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っている者

　④　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、

暴力団または暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する法人等、

役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与

している法人等

　 ⑤　直近の１年間に国税または地方税を滞納している法人等

２　相互秘密保持のルール

　(1) 県およびパートナーは、秘密である旨を明示された、技術上または業務上の情報、相談内容、意見、

助言内容その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、善良なる管理者としての注意義務を

もって厳重に保管、管理するものとし、同情報を第三者に開示する場合には、書面（電子メール等による

確認を含む）により、相手方の事前承諾を得なければならないものとします。

但し、開示を受けた当事者が立証できる場合に限り、以下の情報は対象外とします。

### ①開示を受けた時点で既に保有していた情報あるいは公知であった情報

### ②開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

### ③開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、または創出した情報

### ④開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

### (2)　県およびパートナーは、秘密情報について、漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、またはそのお

### 　　それがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知することとします。

### ただし、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、可能な

### 限り相手方の指示に従うこととします。

### (3)　県もしくはパートナー（従業者や元従業者または開示を受けた第三者を含む）が（１）および（２）の規定によらずに開示した場合、相手と協議のうえ、必要な措置を直ちに講じ、誠意を持って協議するものとします。

３　ヒアリング概要の公表

　　パートナー名および、次のいずれかに該当する内容を除き、ヒアリングの概要を公表します。

(1)　前項２(1)で規定している「秘密情報」

(2)　挨拶や資料の持参時におけるやりとりなど

(3)　正式な検討過程を経ているもので、参考として個別にパートナーに求めた意見等

本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県およびパートナーが誠意をもって協議するものとします。

Mail: katsuyou@pref.shiga.lg.jp 　FAX：077-528-4817　 TEL：077－528－3198

滋賀県総務部財政課財産活用推進室　　あて

**滋賀県庁 県有資産活用のひろば　ヒアリングパートナー**

**エントリーシート**



「滋賀県庁　県有資産活用のひろば　ヒアリングパートナーエントリー要領」に

定める対象者の条件を満たしており、同要領に定める相互秘密保持のルールおよび、

ヒアリング概要の公表の取扱いに同意し、エントリーします。

エントリー要領等

（申出者）　　　　　　　　　　　※　２以下の記載スペースが不足する場合は、別途任意様式にて添付可能です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 法人名(グループ名) |  |
| 所在地 |  |
| (グループの場合)構成法人名 |  |
| 連絡窓口(グループの場合は代表企業のご担当者の連絡先） | 氏名 |  |
| 所属企業・部署名 |  |
| E-mail |  |
| Tel |  |
| ２ | 専門分野、得意分野、強みのある、助言可能な分野をお教えください。 |
| ３ | ２に関連して、これまでに実績等がありましたら、お教えください。 |
| ４ | 滋賀とのつながりや滋賀への想いなどがありましたらお教えください。 |

○エントリー完了後にメールでお報せします。

○ヒアリング（サウンディング）は、案件があり次第、概ね次のような手順で実施します。

①エントリーされている全てのパートナーに、ヒアリング案件の概要、参加意向や日程確認等について

メールにて連絡。（資料を添付する場合とメール本文のみになる場合があります。）

②参加意向を示されたパートナーに、ヒアリング実施要領、スケジュール等を送付。

③ヒアリングの概要を公表（エントリー要領において公表しないとしているものは除きます。）

※必要に応じ、公表前に参加者に内容のご確認をお願いすることがあります。